

第4節 公共施設の管理者との同意等

都市計画法

(公共施設の管理者の同意等)

第32条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 前2項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前2項の協議を行うものとする。

都市計画法施行令

(開発行為を行うについて協議すべき者)

第23条 開発区域の面積が20ヘクタール以上の開発行為について開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる者(開発区域の面積が40ヘクタール未満の開発行為にあつては、第3号及び第4号に掲げる者を除く。)と協議しなければならない。

(1) 当該開発区域内に居住することとなる者に関係がある義務教育施設の設置義務者

(2) 当該開発区域を給水区域に含む水道法第3条第5項に規定する水道事業者

(3) 当該開発区域を供給区域に含む電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及びガス事業法第2条第2項に規定する一般ガス事業者

(4) 当該開発行為に関係がある鉄道事業法による鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者

1 法第32条の趣旨

開発許可を申請しようとする者は、開発行為の円滑な施工と公共施設の管理の適正等を確保するため、あらかじめ、開発行為に関係がある既設の公共施設の管理者と協議し、その同意を得る必要があります。

また、開発許可を申請しようとする者は、開発行為により設置される新たな公共施設を管理することとなる者と協議しなければなりません。

2 公共施設管理者の同意

(1) 開発行為に関する工事によって既存の公共施設の機能を損なうことのないようにする必要があり、かつ、変更を伴うときはそれを適正に行う必要があることから、開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある既設の公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければなりません。

「開発行為に関係がある公共施設」とは、開発区域内にある既存の公共施設のほか、開発区域外にあつて開発区域に接続することとなる道路、水路等や、開発行為の実施に伴って変更又は廃止されることとなる公共施設も含まれます。なお、公共施設の範囲については、法第4条第14号に規定されています。

(2) 既存の公共施設の変更、改廃を行う時や機能に影響を与える場合は、その管理者の同意を得なければなりません。この同意は都市計画法上のものですから、個別法で当該行為について工事施行承認等の手続きが定まっている場合は、当該個別法に基づく承認等が必要になります。

また、農業用水路の管理者の同意を得なければならない場合において、当該水路と一体して影響を受けることとなると認められる揚水機場又はため池で当該水路の管理者と異なる者が管理する場合には、水路の管理者の同意と併せて当該揚水機場又はため池の管理者の同意も必要になります。

(3) 河川、農業用水路等の管理権限を有しない水利組合、水利権者、農業用水使用関係者等に関しては、管理者の位置付けがなされていないため、同意を得ることまでは要しませんが、必要がある場合においては必要な範囲において開発許可手続きとは別に十分協議、調整を行う必要があります。

(4) 公共施設の管理者とその施設の用に供する土地の所有者が異なる場合には、用地の所有者の、法第33条第1項第14号の規定による同意も必要となりますが、公共施設の管理者にその用地の処分権限まで委任されていると考えられる場合には、あらためてその用地の所有者の同意は要しないこととなります。

3 公共施設管理予定者との協議

開発許可を申請しようとする者は、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される新たな公共施設を管理することとなる者と協議しなければなりません。

協議の相手方は、道路法による道路管理者など他法令により管理者が定められている場合以外は、地元市町村（福島市）となります。

協議の内容は、公共施設の構造等を含んだ管理に関する事項となりますが、土地の帰属及び帰属に伴う費用の負担に関する事項についても協議を行い得ます。

4 公共施設と管理者

主な公共施設と管理者は次のとおりです。

公共施設	変更等の内容	管理者（申請先）
法定外公共物（里道等）	付け替え、廃止等	福島市
国、県、市町村道	変更、廃止、占用、承認工事等	道路管理者（国、県、市町村）
河川	変更、廃止、占用、承認工事等	河川管理者（国、県、市町村）
用排水路	下水等の放流等	市町村、土地改良区

5 法定外公共物

公共施設には、いわゆる法定外公共物が含まれますが、その取り扱いについては「都市計画法に基づく許可を要する開発行為に伴う国有財産である公共施設の取り扱いについて」（昭和47年建設省会発第686号会計課長通知）を参照してください。